

生命保険料控除制度 改正のお知らせ

平成 24 年 1 月 1 日以後に生命保険会社・損害保険会社と契約した保険契約より、介護医療保険料控除が創設され、「一般生命保険料控除」・「介護医療保険料控除」・「個人年金保険料控除」の 3 つの控除枠による制度となり、あわせて各保険料の合計適用限度額も変更となります。

■ 改正内容

①介護医療保険料控除の新設

平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した介護医療保険契約等に係る保険料等について、適用限度額を 4 万円とする介護医療保険料控除が新たに設けられます。

②一般生命保険料控除および個人年金保険料控除の所得控除限度額の変更

平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等について、一般生命保険料控除および個人年金保険料控除の所得控除限度額が、所得税 4 万円、住民税 2.8 万円に変更になります。

③制度全体の所得控除限度額の変更

平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等について、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除および介護医療保険料控除をあわせた全体の所得控除限度額が所得税 12 万円に変更となります。(住民税は現行どおり 7 万円のまま変更ありません。)

④生命保険料控除の対象外となる特約等の取り扱いについて

平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等について、身体の傷害のみに起因して保険金が支払われるもの(例・傷害特約・災害割増特約など)に係る保険料は、生命保険料控除の対象外になります。

■ 適用制度・所得控除限度額について

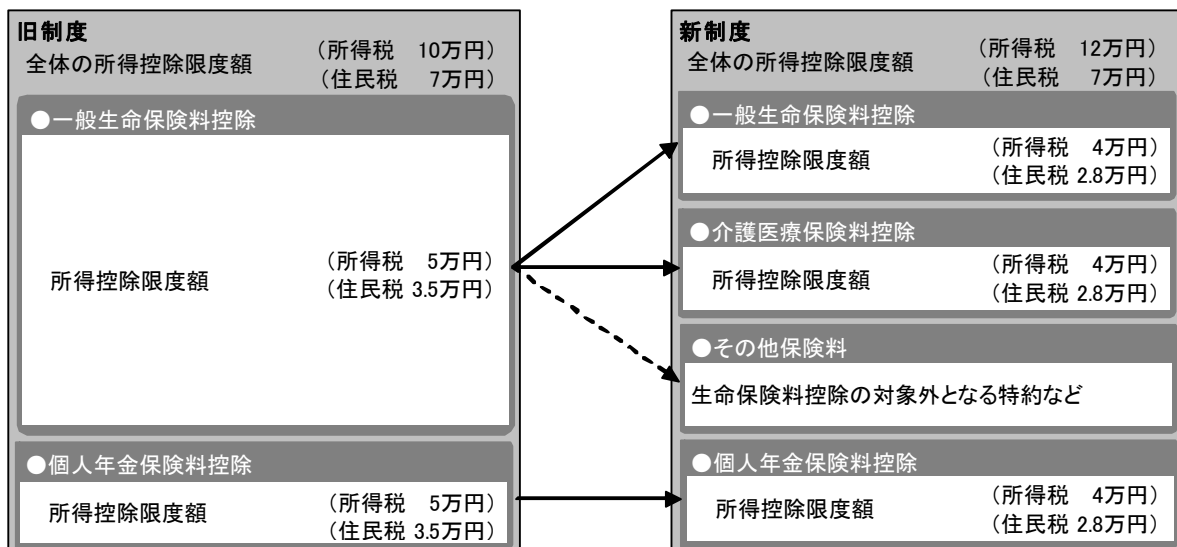
①旧制度適用対象

平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に係る保険料等。

②新制度適用対象

平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等に係る保険料等。ただし、契約日が平成 23 年 12 月 31 日以前で、平成 24 年 1 月 1 日以後に更新・特約中途付加等により契約内容が変更された場合も含まれます。

③各制度における所得控除限度額



## ■ 所得控除額の計算方法

### ① 所得税の生命保険料控除額

・旧制度(一般・年金それぞれに適用)

年間の支払保険料等	控除額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超 50,000円以下	支払保険料等×1/2 + 12,500円
50,000円超 100,000円以下	支払保険料等×1/4 + 25,000円
100,000円超	一律50,000円

※一般・年金あわせて控除最大 100,000円

・新制度(一般・年金・介護医療それぞれに適用)

年間の支払保険料等	控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2 + 10,000円
40,000円超 80,000円以下	支払保険料等×1/4 + 20,000円
80,000円超	一律40,000円

※一般・年金・介護医療あわせて控除最大 120,000円(変更あり)

### ② 住民税の生命保険料控除額

新制度では、「一般生命保険料」・「介護医療保険料」・「個人年金保険料」の所得控除限度額はそれぞれ 28,000 円ですが、合計した場合は 7 万円が限度となりますのでご注意ください。(最大控除額の 7 万円は現行どおり)

・旧制度(一般・年金それぞれに適用)

年間の支払保険料等	控除額
15,000円以下	支払保険料等の全額
15,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2 + 7,500円
40,000円超 70,000円以下	支払保険料等×1/4 + 17,500円
70,000円超	一律35,000円

※一般・年金あわせて控除最大 70,000円

・新制度(一般・年金・介護医療それぞれに適用)

年間の支払保険料等	控除額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超 32,000円以下	支払保険料等×1/2 + 6,000円
32,000円超 56,000円以下	支払保険料等×1/4 + 14,000円
56,000円超	一律28,000円

※一般・年金・介護医療あわせて控除最大 70,000円(変更なし)

## ■ 生命保険料控除制度に関するQ&A

### 【Q.1】

新制度は、平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等に適用されることになっていますが、締結の基準日はどの日で判定しますか？責任開始日なのか、契約日なのか、それとも、それ以外の日ですか。

### 【A.1】

「契約日」によって判定します。(申込日や責任開始日ではない)

新制度では、主契約または特約の保障内容に応じて各保険料控除が適用されます。

※平成 23 年 12 月 31 日以前にお申込みされた場合で、契約日が平成 24 年 1 月 1 日以後となる契約の初回保険料につきましては平成 24 年分の保険料控除の対象となります。

### 【Q.2】

平成 23 年 12 月 31 日以前に締結されたものについては、旧制度が適用されると考えていいでしょうか？

### 【A.2】

平成 23 年 12 月 31 日以前に締結されたものであっても、平成 24 年 1 月 1 日以後に次のような「新契約とみなす範囲の契約変更」を行った場合には、変更した日に新たに締結されたものとみなして、新制度が適用されます。

- ① 転換
- ② アカウント型商品の保障見直し(全部・一部)
- ③ 更新(主契約・特約)
- ④ 特約の中途付加(保障のない特約等を除く)
- ⑤ 上記に準ずる契約締結

### 【Q.3】

上記【A.2】の「新契約とみなす範囲の契約変更」とみなされない変更には、どのようなものがありますか？

### 【A.3】

例えば、次のような変更は、「新契約とみなす範囲の契約変更」とみなされません。

- ① 保険金額の増減額(特約の中途付加によらないもの)
- ② 保障のない特約(保険料口座振替特約、年金払特約等)の中途付加
- ③ 契約者の名義変更
- ④ 復活 など